

ることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(1)の表1第4欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が特惠待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国品目証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。

表2

締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
ペルー協定締約国品目証明書	90日	—
モンゴル協定締約国品目証明書	90日	—

(5) 上記(4)までの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。

また、この書面による通知は、上記(3)に準じて行うものとする。

(6) 特惠待遇を受けることのできる品目として輸入申告された貨物について、上記表1の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提供させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。

(事前教示の手続等)

68-5-22 シンガポール協定第32条、マレーシア協定第41条、ブルネイ協定第38条、インド協定第47条、ペルー協定第81条、オーストラリア協定第4・5条及びモンゴル協定第4・6条に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記7-17(納税申告等に係る事前教示の手続)を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内(前記7-19の2に規定する文書回答の手続等については、90日以内)の極力早期に、当該教示を行うよう努めるものとする。

(シンガポール協定第32条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」の取扱い)

68-5-23 シンガポール協定第32条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」とは、関税協力理事会統一システム委員会による検討に付されたか又はそれが予定される関税分類上の事案に関連して生じる理由をいう。